

三重の古文化98 抜刷 (三重郷土会 2013年)

東大寺領三重庄の
所在地に関する一考察

久志本 鉄也

東大寺領三重庄の所在地に関する一考察

久志本 鉄也

はじめに

筆者は先に別稿で、壬申紀に登場する「迹太川」の比定地について私見を述べた^①。それは現在の米洗川であるとするものであるが、そのことによって生じた新たな問いに対して試案を提示するというのが本稿のねらいである。

一、四至の読み解き

新たな問いとは東大寺領三重庄の所在地についてである。周知のように同庄は、大治五年（一一三〇）三月十三日付「東大寺諸莊文書并絵図等目録」（百巻本東大寺文書、『平安遺文』二一五六・二一五七）に天平勝宝九年（七五七）の四至として「東布沼雪上埵、西甘南淵山、南遠河、北河多良河」と記載されている。この四至については、「南限の『遠河』」迹太川を三滝川と比定すれば、河多良河＝海蔵川と比定され、四日市市生桑町あたりに求められる。『遠河』迹太川を朝明川とすれば、朝明郡内となる」（『角川日本地名大辞典24三重県』一九八三）というのが、これまでの

平均的な解釈であった。『四日市市史第十六巻通史編 古代・中世』（一九九五）もほぼ同様で、「南のはずれを流れる『遠河』を『とおかわ』と読み、迹太川のこととし、それを三滝川にあてると、北の河多良河はその位置関係から海蔵川ということになる。そうすると生桑のあたりが、三重庄かとされる。また朝明川を迹太川とすると、その荘域はまた別になる」としている。

このように未だに所在地を確定できずにいるというのは、四至の示す地名について、通音する現在の地名や河川名が見出せないからであるが、「甘南淵山」の淵については、同市史でも「（備力）」と傍注が施されているように、いわゆる「神奈備山」であろうと理解できる。「河多良河」を海蔵川に比定するのはいささか説明を要する。というのは、現在海蔵地区に阿倉川の地名があることから、往古海蔵川はカイゾウと音読みせず、アクラ川と呼ばれたと推察し、「河多良河」は「阿久良河」の誤写であろうと考えるのである。「布沼雪上埵」の比定はさらに困難であるが、「埵」の意味する地形と「布沼」の字形に着目された岡田登氏は、

『万葉集』にも詠まれた（後述）、あの「四泥（＝志氏）の崎」であろうと考え、「布沼」は「市泥」の誤写ではないかとされた。² 蓋し卓見であろう。さらに「雪」について私見を述べると、雪と墅の崩し字は比較的似ているところから、本来は「墅」ではなかったかと考える。すなわち、東限については「市泥墅上埼」と読み解くことができる。「市泥墅」については、「志氏の」と解してもよいが、後述する近世裁許文書では「志氏野」「志氏我野」といった表記も認められることから、字義を生かして「志氏野」と解することもできよう。³

二、三重庄の所在地

以上を踏まえ、三重庄の所在地について試案を提示するが、その前に前節を踏まえた四至を記すと、次のようになる。

東 志氏野の上埼

西 神奈備山

南 遠河（米洗川）

北 阿倉川（海蔵川）

ここで川の南北が実際と逆転していることに気づかれるであろう。恣意的との謗りを受けるかもしれないが、「布沼」「淵」等の誤写があったことを考えるならば、天平勝宝九年（七五七）から大治五年（一一三〇）までのある時点で、方位に關しても南北を取り違えて記した可能性を想定して

も許されるのではないだろうか。⁴ そこで改めて記すと次のようになる。

東 志氏野の上埼

西 神奈備山

南 阿倉川（海蔵川）

北 遠河（米洗川）

この四至の示す範圍を地図上で求めると、垂坂丘陵から南東方向に広がる舌状丘陵地⁵が目に入るであろう（図2参照）。まさにこの舌状丘陵地を中心としたエリアこそが、東大寺領三重庄であったのではないか、というのが本稿の主張である。同東大寺文書に「五十町」とある地積についても、狹隘な解析谷等の不適地を除いてなお十分に確保できるであろう。正方位とのズレ（山は西というよりも北西ではないか等）を指摘されるかもしれないが、北勢地方においては、海のある方を東と意識し、山のある方を西と意識している。そうした民俗方位に倣えば、四至として極めて妥当だと考える。

四至で西にある山は、現在地元では「垂坂山」と呼ばれており、小字としては北岡山・岡山・南岡山等がある。（現在は岡山を中心として、垂坂山公園として整備されている）。近世の藩領絵図を見ても社祠等は描かれていないが、後述する山野論裁許絵図では広く岡山とされ、その麓に愛宕と記されている。明治十八年の地籍図⁶では、北岡山ないし岡山の中腹付近に鳥居が描かれているので愛宕神社であるこ

とが分かる（現在は志氏神社に合祀されている）。当地における愛宕神社の勧請がいつのことか定かではないが、一般的には愛宕信仰の流行は近世に入ってからとされており、本稿で取り上げている東大寺文書の時代とはなお相当の懸隔がある。しかし、古来神の坐す山（神奈備山）と意識されていたからこそ、愛宕神が勧請されたと考えてもよいのではないだろうか。

志氏の崎については、「上埼」があるからには「下埼」もあつたはずであり、その所在地についても併せて試案を述べる。まず四至に記載のある「上埼」は、現在志氏神社（式内社）のある場所もしくは後世羽津城が築かれた城山である。周知のように、前者の境内には、内行花文鏡や車輪石が出土したことから、四世紀後半の築造であろうとされる志氏神社古墳がある。残念ながら明治時代に社務所建設に伴って前方部は削平されてしまったが、後円部の径は三〇mもあり、完存しておれば四日市市域最大級の前方後円墳であつたと考えられる。つまり四至にふさわしいランドマークが当時既に存在していたのである。

一方城山（近鉄名古屋線によって城跡は東西に分断されている）は、前者（志氏神社）が正方形的に舌状丘陵地の東端であるのに対して、民俗方位的に東端、つまりより海に近いという印象を受ける。（文明年間に「羽津新警護」

「答志本警護」II いわゆる「海の関所」の拠点となつたのもこの城館であろう。しかし、三重庄の時代には、まだランドマークとなるものはなかったと考えられるので、志氏神社から城山にかけて広く一体のものとしてとらえ「上埼」と呼んでいたのかもしれない。

では、「下埼」はどこにあつたかという点、城山よりもさらに南、地勢的に見て舌状丘陵地の先端に位置する地点ではなからうか。すなわち前二者と比べて周囲との比高差がなく、相対的に低い場所にあると感ぜられることから「下埼」と呼ばれたのであろう。また、前二者が海に面しているのに対して、この地点は海蔵川に臨んでおり、単に地勢的に先端であるというばかりでなく、実際に「埼」を意識できるポイントでもあつたろう（図2参照）。

三、三重・朝明の初期郡界

次に、その所在地では大半が朝明郡に含まれてしまうことから、三重庄はやはり三重郡になければおかしいのではないかという指摘に答えなくてはならない。確かに「三重」を冠するに最もふさわしい場所は、雄略記の「三重採」などからも、三重郡家が想定される内部川流域の現采女町付近であろう。しかし、残念ながら同地では先の四至に当てはまる庄域を見出し得ないのである。そこで、先の試案を

示したわけだが、三重庄であるためには、やはり三重郡の庄園であつてほしい。この問題をどう解決すればよいのか。

かつて三重郡における条里復原を行った仲見秀雄氏は、

『平安遺文』(二三三三)に収められた保延元年(一一三五)

「寛御厨検田馬上帳」等の記述から、三重郡において里は北から南へ十七里を数え、「朝明郡界の東阿倉川を一里とすると(中略)南端河原田付近の三条十七粟生里も、せいぜい十三〜十四里にしかない」とし、「三重・朝明郡界が古代はさらに北方約三里位の線にあつたとすれば別であるが、現境界では、小杉北方の丘陵部の朝明郡内に一部入り込んだ地点から一里を起算せねばならぬ」と断じている。⁷⁾
(そうして作成されたのが図1の「三重郡条里推定図」である)。つまり、古代においては三重・朝明郡界は、少なくとも一里分は朝明郡側に入り込んでいないと辻褃が合わないというのだ。三重・朝明郡界(旧海蔵村・羽津村界)は条里の方向性に対して斜行しているため、どこを起点にするかによつても多少違つてくるが、仲見氏の推定図を基に、旧東海道上の旧村界から一里(6町Ⅱ約六五四m)朝明郡側へ条里に沿つて平行移動させると、ちょうど志氏神社付近が古代の郡界であつたことになる。すなわち志氏神社古墳は、後に郡界となる境界領域に築造された(そういう意図を以て築造された)前方後円墳だつたことになる。

本題に戻ろう。志氏神社付近に初期の郡界があつたとすると、舌状丘陵地の大半は三重郡ということになり、三重庄と称することに問題はなくなる。また後述するように、伊勢国内における東大寺領が、(大安寺領のように同一郡内に複数存在することなく)、実質三重庄をおいて他ないことも郡名を以て庄園名とすることにつながつたのかもしれない。ちなみに、この舌状丘陵地の中央部分から西の岡山にかけての山野(後掲裁許文書で志氏野・志氏我野・志根我野などと表記)をめぐるのは、寛延年間に羽津と阿倉川の間で境論が起きており、同三年(一七五〇)五月十三日付裁許が絵図と共に残されている。⁸⁾その内容についてはここでは触れないが、両村界は三重・朝明の郡界でもあり、近世においてなお同郡界が不確定で曖昧な状況にあつたことが分かる。

四、補論

以上ではほぼ論じ尽くしたが、幾つか補足しておく。冒頭で紹介したように、大治五年三月十三日付東大寺文書(『平安遺文』二一五六・二一五七)で、天平勝宝九年(七五七)の時点で先の四至に五十町を有しながら、天曆四年(九四一)十一月廿日付文書(『平安遺文』二五七)では「伊勢国三重郡三重庄田五十町已荒」と記されているのである。ど

の時点で荒蕪地と化したかは特定できないが、明治二十四年測図の地形図（図2）においても、同地は一部茶畑である以外利用されておらず、元々水利が不便な丘陵地であることが耕作放棄⇨荒蕪化の原因ではなかったかと推測される。つまり早い時点で「已荒」したことも、三重庄が良好な耕作地ではなかった⇨丘陵地であった可能性を傍証するであろう。⁹⁾

ところで、伊勢国における東大寺領は『平安遺文』に収められた東大寺文書を通覧する限り三重庄以外に認められないといつていい。¹⁰⁾そこで、伊勢国における東大寺領がなぜこの場所であればならなかったのかが問われなくてはならない。東大寺といえは発願者は聖武天皇であり、同天皇が天平十二年（七四〇）、藤原広嗣の乱に際して「関東」を行幸し、この付近を通過したことはよく知られている。

『万葉集』にはそのとき丹比屋主真人が詠んだとされる歌が収められている。「後れにし人を偲はく四泥の崎 木綿取り垂でてさきくとそ思ふ」（一〇三一）というもののだが、これには左注があり、「この歌はこの行の作にはあらぬか、然いふ所以は、大夫に勅して、河口の行宮より京に帰らしめ、從駕せしめしことなし、何所思泥の崎を詠めて歌を作ることあらむ」と疑問を投げかけている。しかし、考えようによっては、実際には随行していなかったにもかかわら

ず、この場所での歌（「四泥の崎」を詠み込んだ歌）が必要とされたということでもある。残念ながら、その明確な理由を提示できないのだが、現時点での憶測を述べるならば、志氏の崎のある丘陵は、私案で迹太川とした米洗川に至近の地であり、迹太川のほとりでの大海人皇子の故事（天照太神を望拝）と何らかのかかわりがあると考えるのが適当であろう。さらに言えば、東大寺金堂の本尊は、周知のように盧舎那仏であり、大日如来と同一視されるところから、日輪を介して天照太神と盧舎那仏が結びついてくる。つまり天武天皇にとつての天照太神は、聖武天皇にとつての盧舎那仏に他ならないという構図である。¹¹⁾このように書くと、あたかも国家像の大転換に三重庄がかかわっているかのような印象を与えてしまうかもしれないが、先述の如く東大寺領全体の中で伊勢国の占める割合は極めて少なく、過大評価は禁物である。実際のところは、天平十五年（七四三）十月に紫香樂宮において詔を発し、曲折を経て天平勝宝四年（七五二）四月に開眼供養を迎えた盧舎那仏の完成に目的を絞った東大寺への施入であったのだろう。施入の時期を特定できないため、発願に伴うものか報賽かを明らかにし得ないが、いずれにせよ施入という事実が重要だったのであり、完成後は早晚意味を失い、先の自然条件と相俟って、急速に荒蕪地と化していったものと思われる。

以上、東大寺領三重庄の所在地とその歴史的な意味について試案を提示した。大方の御批判を仰ぐものである。

(注)

(1) 「壬申紀『述太川』小考」「研究紀要」第22号(三重県埋蔵文化財センター二〇一三)

(2) 岡田登「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢」『史料』第一九一号(皇學館大学資料編纂所二〇〇四)

(3) 同時期の施入事例として、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』(『寧楽遺文』所収)に記された「壘田地」がある。同壘田地で伊勢国の占める割合は圧倒的なものがあるが、そのほとんどが「野」ないし「原」のつく地名である。(試みに北勢分を列挙してみると、員弁郡「宿野原」「志理斯野」「阿刀野」、三重郡「宮原」「赤松原」「河内原」「日野」、鈴鹿郡「大野」などで、例外は、三重郡「采女郷」と河曲郡「牛屋窪」のみである)。このことも三重庄の主たる地目が「野」であることの妥当性を傍証するであろう。また、「開田」「未開田代」の内訳では「未開田代」が圧倒的であって、後述する三重庄の「已荒」とも符合し、そもそも「開田」されることなく荒蕪化したのではないかということを推測せしめる。ちなみに、先に掲げた「壘田地」の施入時期は、「宿野原」「宮原」が天武二年、他は聖武天皇の天平十六年(七四四)で、三重庄の四至が記された天平勝宝九年(七五七)に近似する

年代を示す。なお、天平十六年というのは壘田永年資財法の出された翌年でもある。

(4) 山田猛氏の示唆による。

(5) 本稿では、垂坂丘陵本体と区別するため、舌状丘陵地の表現を用いる。

(6) 三重県史編纂室所蔵「伊勢国朝明郡羽津村八幡村吉沢村別名村鵜村全図」による。

(7) 弥永貞三・谷岡武雄編『伊勢湾岸地域の古代条里制』(東京堂出版一九七九)

(8) 『四日市市史第六巻 資料編 絵図』所載「羽津阿倉川山野論裁許絵図」。同絵図裏面に裁許の内容(判決文)が記載されている。

(9) 四至内には、丘陵地だけでなく沖積平野部も含まれているが、そうした低地にあっても、元禄年間に羽津用水が開削されるまでは、水不足に悩まされた土地であったことが知られる。

(10) 厳密には、仁平四年(一一五四)四月廿三日付「東大寺領三重文書出納日記」(『平安遺文』二七九七)に、「飯野郡三重庄」といった理解に苦しむ所在地が記載され、「三重庄坪付一卷」とともに、「飯野庄公驗一帖」と見える。

(11) この点に関しては、岡田登氏前掲論文でもほぼ同様の趣旨が述べられている。ただし同氏は、三重庄の所在地については従来どおり生桑町付近という立場である。



図1 三重郡条里推定図（『伊勢湾岸地域の古代条里制』より）

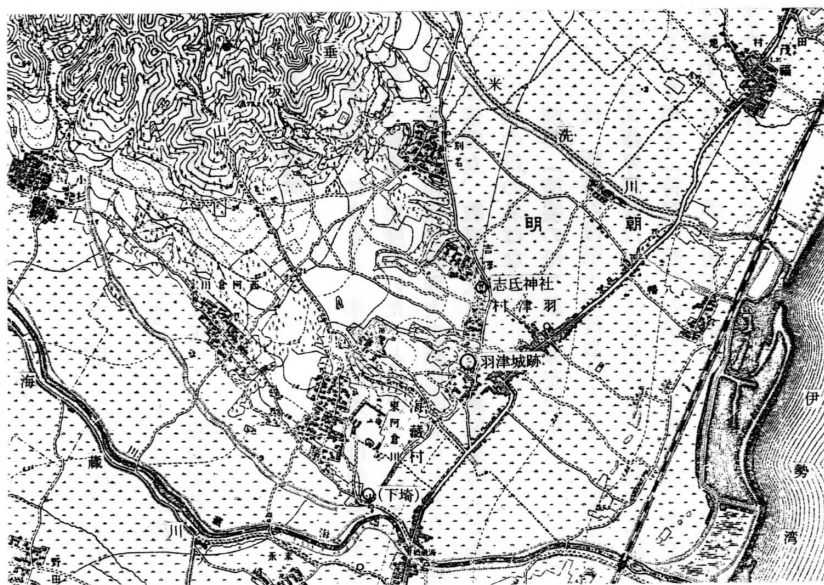


図2 明治24年測図2万分の1「四日市」に加筆